

# 農地等の転用の届出書

年 1 1 月 1 日

西宮市農業委員会会長 様

フリガナ <sup>ニシノミヤ</sup> 西宮株式会社  
 譲受人氏名...代表取締役 <sup>ニシノミヤ</sup> <sup>タロウ</sup> 西宮 太郎 ㊟  
 電話番号 0798-35-3729  
 フリガナ <sup>ニシノミヤ</sup> 伊吹  
 譲渡人氏名... 西宮 一郎 ㊟  
 電話番号 0798-35-3728

※個人かつ自署の場合は、押印は必要ありません。

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定・移転したいので、農地法第 5 条第 1 項第 6 号及び農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により届け出ます。

## 記

1 権利の種類 (該当するものを○で囲むこと)	所有権・地上権・地役権・質権・賃借権・使用貸借権・その他( )					
2 届出者の氏名、住所及び職業(法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び業務の内容)	氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	職業 (業務の内容)			
	譲受人(借人) 西宮株式会社 代表取締役 西宮太郎	西宮市六湛寺町 100 番 1 号	不動産販売			
	譲渡人(貸人) 西宮 一郎	西宮市六湛寺町 10 番 3 号	農業			
3 土地の所有者及び耕作者の氏名並びに住所	土地所有者	氏名	西宮 一郎			
		住所	西宮市六湛寺町 10 番 3 号			
	耕作者	権利の種類	所有権			
		氏名	西宮 一郎			
	住所	西宮市六湛寺町 10 番 3 号				
4 土地の所在、字、地番、地目、面積、普通収穫高及び利用状況	所在	西宮市 六湛寺町				
		地番	地目		面積	10アール当り 普通収穫高
	登記簿		現況			
	10 番	田	田	400 m <sup>2</sup>	350 kg	米一毛作

5 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	移転の時期：受理あり次第、対価 総額 4,000 万円(1 m <sup>2</sup> あたり 10 万円)	
6 転用の目的及び時期並びに転用の目的に係る事業又は施設の概要	転用の目的	分譲住宅用地
	転用造成期間	年 1 1 月 1 9 日から 10 日間
	施設建設期間	年 1 1 月 3 0 日から 50 日間
	転用の目的に係る事業又は施設の内容	分譲住宅 5 戸
施設の名称、構造、棟数及び面積	木造瓦葺 2 階建・分譲住宅 5 戸 1 戸の建床面積 120 m <sup>2</sup> ・延床面積 200 m <sup>2</sup>	
7 転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要	被害発生原因、被害を与える対象及びその程度並びに範囲	東一道路 西一宅地 南一農地 北一譲渡人所有地
	防除施設の種類、防除の方法及び防除できる程度	隣接農地との境界にはコンクリート壁を設け、土砂など流出しないようにする
8 贈与税、相続税の納税猶予の対象農地	租税特別措置法の規定による納税猶予の対象 有 ・ 無	
9 その他参考となる事項	都市計画法第 29 条の開発許可は必要ありません。担当者：	

## <添付書類>

- 土地登記簿全部事項証明書
- 相続の未登記等により届出者と登記簿上所有者が異なる場合は、遺産分割協議書及び戸籍謄本等相続関係を証する書類。又、届出者の住所が登記簿上の住所と異なる場合は、住民票等住所の沿革を証する書類。
- 字限図
- 位置図
- 法人の場合は法人登記簿謄本・印鑑証明書
- 都市計画法第 29 条の開発許可を要する場合は開発許可証の写し
- 隣接農地の同意書
- 農地転用後の平面計画図・排水計画図
- その他農業委員会が指示する書類
  - すでに農地転用に着手している場合は顛末書
  - 仮換地の場合は仮換地指定証明・仮換地指定図・仮換地位置図の写し
  - 代理人に委任する場合は委任状

●宅地造成工事規制区域内では、申請もしくは届出が必要です【開発審査課・造成審査チーム 35-3602】  
 ●青空駐車場・資材置場等を設置される場合は、届出が必要です【環境保全課 35-3801】

代理人の	電話番号	
連絡・照会先	氏名	